

児童福祉法

〔小児慢性特定疾病医療支援等の定義〕

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② この法律で、**小児慢性特定疾病児童等**とは、次に掲げる者をいう。

一 都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）

二 指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。以下「成年患者」という。）

③ この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、小児慢性特定疾病児童等であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいう。

〔支給認定等〕

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病的状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならない。

③ 都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病的状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下「医療費支給認定」という。）を行うものとする。

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十六表までに掲げるとおりとする。

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
眼皮膚白皮症(先天性白皮症)	1	眼皮膚白皮症(先天性白皮症)	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症(チェディック・東症候群及びグリセリ症候群)でないこと。
限局性強皮症	2	限局性強皮症	次のいずれかに該当する場合 ア 四肢又は頭部に変形があり継続的な治療を要する場合 イ 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合
色素性乾皮症	3	色素性乾皮症	左欄の疾病名に該当する場合
スティーヴンス・ジョンソン症候群	4	スティーヴンス・ジョンソン症候群(中毒性表皮壊死(え)死症を含む。)	治療が必要な場合
先天性魚鱗(りん)癬(せん)	5	ケラチン症性魚鱗(りん)癬(せん)(表皮融解性魚鱗(りん)癬(せん)(優性/劣性)及び表在性表皮融解性魚鱗(りん)癬(せん)を含む。)	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合
	6	シェーグレン・ラルソン症候群	同上
	7	常染色体劣性遺伝性魚鱗(りん)癬(せん)(道化師様魚鱗(りん)癬(せん)を除く。)	同上
	8	道化師様魚鱗(りん)癬(せん)	同上
	9	ネザートン症候群	同上
	1	5から9までに掲	同上

	0	げるもののほか、先天性魚鱗（りん）癬（せん）	
先天性ポルフィリン症	1 1	先天性ポルフィリノ症	左欄の疾病名に該当する場合
膿（のう）疱（ほう）性乾癬（せん）（汎発型）	1 2	膿（のう）疱（ほう）性乾癬（せん）（汎発型）	治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合は対象としない。
肥厚性皮膚骨膜症	1 3	肥厚性皮膚骨膜症	非特異性多発性小腸潰瘍症がみられる場合又は多汗症、皮膚肥厚、眼瞼（けん）下垂、関節症状若しくはリンパ浮腫のいずれかに対する治療が必要な場合
表皮水疱（ほう）症	1 4	表皮水疱（ほう）症	常に水疱（ほう）びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある場合
無汗性外胚葉形成不全	1 5	無汗性外胚葉形成不全	全身の75%以上が無汗（低汗）である場合
レックリングハウゼン病（神経線維腫症Ⅰ型）	1 6	レックリングハウゼン病（神経線維腫症Ⅰ型）	顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺（ひ）や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合

備考

疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する治療を行う場合であって、当該治療が当該症状を呈すると予測されるものに対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病の状態の程度を満たすものとする。

道路交通法

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならぬ。

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及

ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

千葉県道路交通法施行細則

(道路の使用の許可)

第11条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第5号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにするものを除く。）とする。

（10）道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。